

設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町条例第4号

設楽町火入れに関する条例の一部を改正する条例

設楽町火入れに関する条例(平成17年設楽町条例第154号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「発表された場合又は火災警報」を「発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報(消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項に規定する火災に関する警報。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「認められるとき、」を「認められるとき、又は」に、「発表されたとき、又は火災警報」を「発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

設楽町火入れに関する条例（平成17年設楽町条例第154号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報。以下同じ。）が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p> | <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報</p> <hr/> <p>_____が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報</u></p> <hr/> <p>_____が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p> |